

福祉車両の貸出しをはじめました！

車いすのまま乗ることができる車を貸出しします。
外出や通院などにぜひ、ご利用ください。

対象

本人が津島市内在住であり、車いすを使用しているかた。



要件

- ① 本人以外の運転手をご自身で確保できること。
- ② 運転手は普通自動車免許取得後6か月以上経過していること。

貸出期間

月曜日から金曜日（土日祝日、年末年始除く）

午前8時30分～午後5時

※1日のみの利用となります。

利用料

1 Km あたり 30 円

運行に必要な通行料や駐車料金は
利用者負担となります。



車種

軽自動車(ダイハツ タント) 定員：3名

(フロント2名、車いす1台)

申込方法

原則、利用希望日の2ヵ月前から7日前(土日祝を除く)までに、
津島市社会福祉協議会へ申請書等の必要書類を提出してください。

お問合せ先

津島市社会福祉協議会

津島市上之町1-60

TEL:0567-25-8411

福祉車両貸出の運営にあたって必要な車両維持費（点検費用、保険料など）には、
赤い羽根共同募金配分金を活用しています。

申込方法・利用の流れ

- ① 電話または窓口にて、利用したい日時に車が空いているかをお問い合わせください。



- ② 原則、利用希望日の **2カ月前から7日前(土日祝を除く)**までに、申請用紙など必要書類を窓口へご提出ください。

申請用紙は社会福祉協議会の窓口でお渡ししています。
また、当会のホームページからもダウンロードできます。

- ③ 利用当日、本人確認及びアルコールチェックをした後に車両までご案内し、「福祉車両利用ファイル」と車のカギをお渡しします。

- ④ 利用後、窓口にある「福祉車両利用報告書」に記入し、ファイルとカギを返却してください。



- ⑤ 「福祉車両利用報告書」(アルコールチェック含む)及び車両の状態を確認した後、利用料を精算させていただきます。

※事故が発生した場合は、速やかに津島市社会福祉協議会(0567-25-8411)までご連絡下さい。

※福祉車両の故障や悪天候など、やむを得ない事由が生じた場合は、貸出を中止いたしますので、